

# 第5章

## 高等教育の充実

## 総論

グローバル化や少子高齢化の進展に加えて、Society5.0の実現に向け大きな産業構造、社会構造の変化が予測される中、我が国は持続可能で活力ある社会を目指した変革を成し遂げなければなりません。そのために、大学をはじめとする高等教育機関は、我が国及び国民が直面する課題にしっかり応えていく重大な責務を有しているということを認識し、国民や社会からの期待に応える改革を主体的に実行することが求められています。

文部科学省は、教育再生実行会議や中央教育審議会等における議論を踏まえ、今や待ったなしの状況にある高等教育改革の着実な実現に取り組んでいます。あわせて、医療人や法曹などの専門人材の養成や、地域医療の中核としての大学附属病院の機能強化、質の高い実践的な職業教育を行い、専門職業人を養成する高等教育機関として専門職大学等の創設、高等専門学校や専門学校の充実など高等教育の多様な発展のための様々な取組を推進しています。

さらに、子供たちが経済的事情により進学を断念することのないよう、授業料等減免や奨学金制度の充実などの修学支援に取り組むとともに、学生の就職活動への支援やキャリア教育の充実に向けた支援も行っています。

## 第1節

## 高等教育施策の動向

## 1 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン

平成29年3月6日の中央教育審議会総会において、文部科学大臣から「我が国の高等教育の将来構想について」諮問が行われ、「第4次産業革命」の進展や、本格的な人口減少社会の到来など経済社会の大きな変化の中で、高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるよう、概ね2040年頃を見据えた、これからの時代の高等教育の将来構想について総合的な検討を要請しました。本諮問を受け、中央教育審議会では、大学分科会将来構想部会を中心に約1年8か月にわたって審議を進め、30年11月26日に「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（以下、「答申」という。）が取りまとめられました（図表2-5-1）。

答申が公表された平成30（2018）年と2040年の間には、22年という年数があり、かなり先のように感じられます。しかし、現在の学校教育制度がこれからも変わらずに続くとすれば、30（2018）年度に生まれた子供は、浪人も留年も休学もせずに進級・進学していけば、2040年度に大学を卒業することとなることを考えると、2040年というのは遠い未来の話ではありません。30（2018）年に生を受けた子供たちが大学を卒業する頃には、高等教育が更に充実していること、そして学生一人一人が「自分の可能性が開いた」と思って卒業するというところに重点を置き、「高等教育の将来を明日から、いや今日から変えていきましょう」というイメージで「2040年」を捉えています。

また、20年以上先の2040年頃の社会変化の方向として、持続可能な開発のための目標（SDGs）、Society5.0・第4次産業革命、人生100年時代、グローバル化、地方創生の5つを挙げていますが、まだ私たちが想像もできないような社会が待っているかもしれません。しかし、予想不可能だからこそ、知識を組み合わせる新しいものを生み出していく力が社会の支えになると考えられます。答申では、このような視点に立って、2040年の社会に向けて日本の高等教育に期待される役割を説明しています。

答申は、次の全7章から構成されています。

1. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿—学修者本位の教育への転換—
2. 教育研究体制—多様性と柔軟性の確保—
3. 教育の質の保証と情報公表—「学び」の質保証の再構築—
4. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育の規模や地域配置—あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」—
5. 各高等教育機関の役割等—多様な機関による多様な教育の提供—
6. 高等教育を支える投資—コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充—
7. 今後の検討課題

また、答申では、これからの高等教育改革の指針として位置付けられるべきものとして、今後実現すべき方向性を三つ提示しています。

1. 学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育を行うこと。このための多様で柔軟な教育研究体制が準備され、このような教育が行われていることを確認できる質の保証の在り方へ転換されていくこと。
2. 18歳人口は、2040年には、88万人に減少し、現在の7割程度の規模となる推計が出されていることを前提に、教育の質の維持向上という観点からの規模の適正化を図った上で、社会人及び留学生の受入れ拡大が図られていくこと。
3. 地域における高等教育のグランドデザインが議論される場が常時あり、各地域における高等教育が、地域のニーズに応えるという観点からも充実し、強みや特色を活かした連携や統合が行われていくこと。

この方向性に基づいた高等教育改革が2040年までに実を結び、教育と研究の機能が十分に発揮された高等教育を通じ、我が国そのものが新しい価値を生み出す国へと発展していくことを期して、必要な政策が着実に遂行されていくことを求めています。

図表 2-5-1 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）【概要】

平成30年11月26日  
中央教育審議会

## 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

### I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

● **必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿**

<p>予測不可能な時代を生きる人材像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく</li> <li>● 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材</li> </ul>	<p>学修者本位の教育への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「何を学び、身に付けることができるのか」+個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)</li> <li>● 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性</li> </ul>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

☑ **高等教育と社会の関係**

<p>「知識の共通基盤」</p> <p>研究力の強化</p> <p>産業界との協力・連携</p> <p>地域への貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元</li> <li>● 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与</li> <li>● 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング</li> <li>● 個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会に貢献</li> </ul>
----------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

● **多様な学生**

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

● **多様な教員**

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

● **多様で柔軟な教育プログラム**

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

● **多様性を受け止める柔軟なガバナンス等**

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・搬送を含む早期の経営判断を促す指導、国公私立の枠組みを超えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)制度」の導入、学外理事の登用

● **大学の多様な「強み」の強化**

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

### III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全学的な教学マネジメントの確立                     <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成</li> </ul> </li> <li>● 学修成果の可視化と情報公表の促進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報</li> <li>→ 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け</li> <li>→ 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 設置基準の見直し(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた技術的な見直し)</li> <li>● 認証評価制度の充実(法令違反等に対する厳格な対応)</li> </ul> <p style="text-align: center;">教育の質保証システムの確立</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」 …

● **高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模**

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- 18歳人口: 120万人(2017) → 88万人(現在の74%の規模)
- 大学進学者数: 63万人(2017) → 51万人(現在の80%の規模)

● **地域における高等教育**

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の案について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

● **国私役割**

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国公私立全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討

### V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学、専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

### VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要</li> <li>● 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果を受容することを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育・研究コストの可視化</li> <li>● 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進</li> <li>→ 必要な投資を得られる機運の醸成</li> </ul>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2 令和元年度の大学改革の動向

我が国社会のあらゆる側面において、かつて経験したことのないスピードで大きな変化が進行しています。例えば、IoT (Internet of Things)、ビッグデータ、人工知能などの「第4次産業革命」のイノベーションを社会実装する「Society 5.0」の実現は、既存の産業構造、就業構造、さらには人々の生活を一変させる可能性があることが指摘されています。このような経済社会の変化やグローバル化の急速な進展、本格的な人口減少社会の到来の中で、一人一人の実りある生涯と我が国社会の持続的な成長・発展を実現し、人類社会の調和ある発展に貢献していくためには、人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関が一層重要な役割を果たすことが求められます。とりわけ、今後の人材育成においては、新たな知識・技能を習得するだけでなく、学んだ知識・技能を実践・応用する力、さらには自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成することが特に重要となっています。このことを通じて、自主的・自律的に考え、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出し、社会に新たな価値を創造し、より豊かな社会を形成することのできる人を育てていかなければなりません。

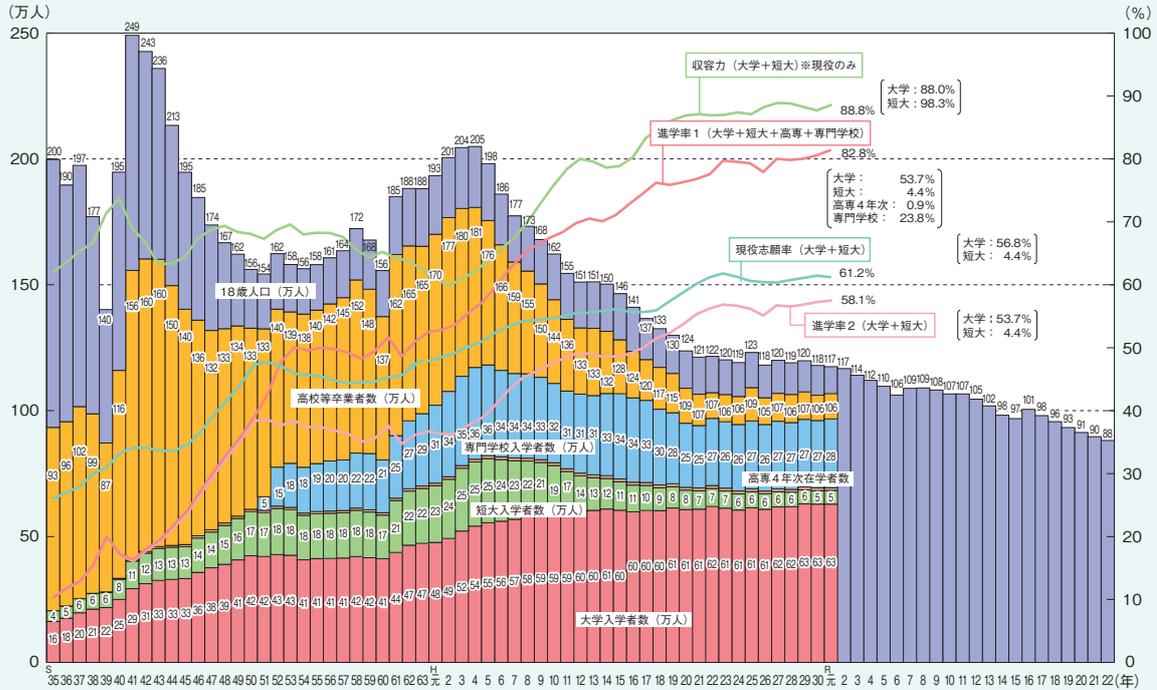
我が国の高等教育機関への主たる進学者である18歳人口の推移を見ると、平成4年の約205万人をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、現在約118万人の18歳人口が、令和12年には105万人、22年には88万人に減少すると試算されています（[図表 2-5-2](#)）。また、経済開発協力機構（OECD）の調査によると、平成29年の我が国の大学学士課程への進学率は49%であり、OECD平均の58%と比べると低いという評価もできる一方、専門学校等も含めた高等教育機関全体への進学率は79%であり、OECD平均の65%を上回っています（[図表 2-5-3](#)）。

図表 2-5-2 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

18歳人口は、平成21～令和2年頃まではほぼ横ばいで推移するが、令和3年頃から再び減少局面に突入り、令和22年には約88万人まで減少することが予測されている。

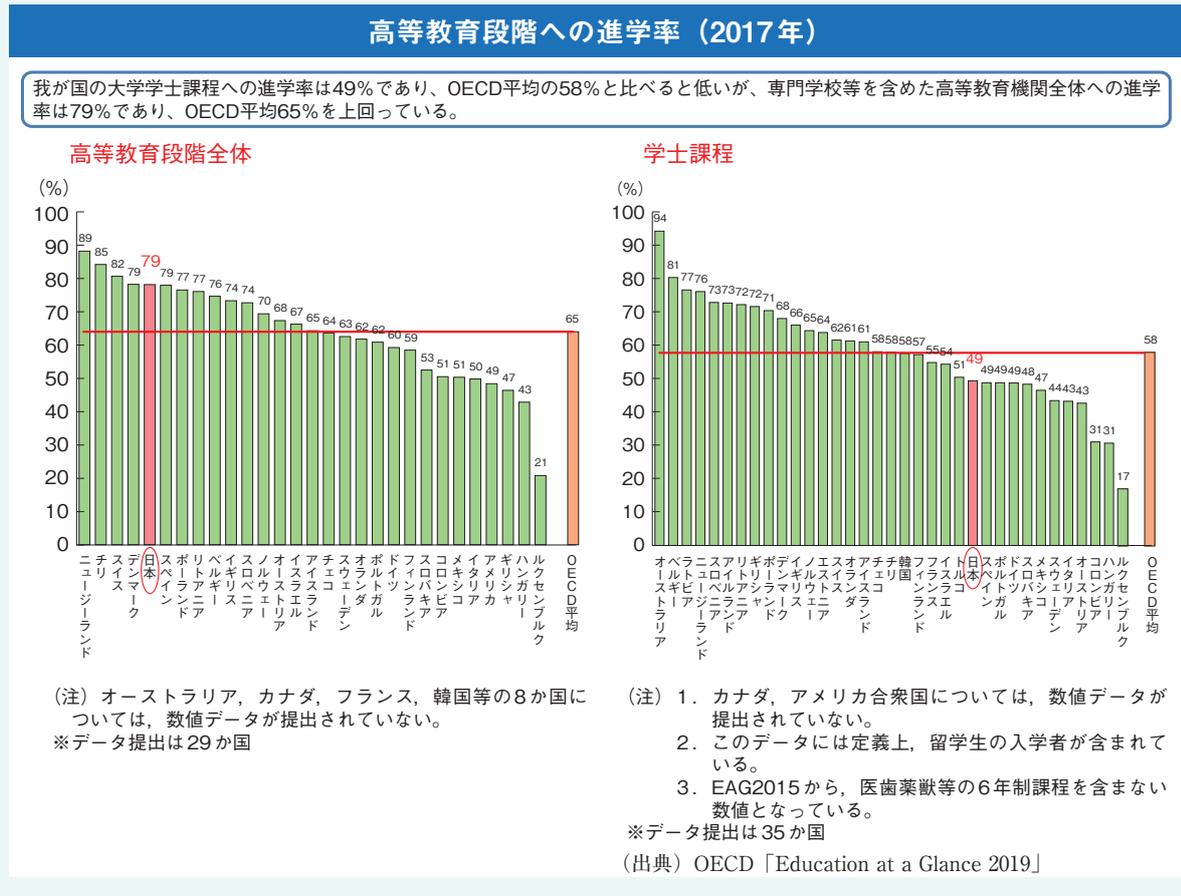
- 18歳人口 =  $\frac{3年前の中学校卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者数}{18歳人口}$
- 高校等卒業生数 =  $\frac{高等学校卒業生数及び中等教育学校後期課程修了者数}{当該年度の高校等卒業生数}$
- 進学率1 =  $\frac{当該年度の大学・短大・専門学校の入学者数, 高専4年次在学者数}{18歳人口}$
- 現役志願率 =  $\frac{当該年度の高校等卒業生数のうち大学・短大へ願書を提出した者の数}{当該年度の高校等卒業生数}$
- 進学率2 =  $\frac{当該年度の大学・短大の入学者数}{18歳人口}$
- 収容力(※現役のみ) =  $\frac{当該年度の大学・短大入学者数(※現役のみ)}{当該年度の大学・短大志願者数(※現役のみ)}$



※進学率、現役志願率については、少数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(出典) 文部科学省「学校基本統計」、令和14年～22年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を元に作成

図表 2-5-3 高等教育段階への進学率（2017年）



このような状況を踏まえ、学ぶ意欲と能力を持つ全ての若者に高等教育の機会を開くとともに、社会人の学び直しなど生涯学習の場としての機能の充実や、留学生の受入れの推進、大学院教育の充実なども含めて、一層多様で質の高い大学教育の機会の充実に努めていくことが重要です。

特に、大学教育の質については、社会で求められる人材が高度化・多様化する中で、教養・知識等に加え、課題発見・探求のための批判的思考力や判断力、チームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担い得る倫理的・社会的能力などを育成することが求められています。このため、学生の主体的な学びを重視した大学教育への転換などとともに、大学の設置認可、設置後の認証評価など大学教育の質保証の仕組みの更なる充実に取り組んでいく必要があります。

このような問題意識の下で取りまとめられた、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」に基づき、知識基盤社会が一層進展するこれからの時代において、「大学力は国力そのもの」という認識で社会の期待に応える大学改革を推進するとともに、改革に積極的に取り組む大学を強力に支援することによって、大学教育の充実に努めていく必要があります。

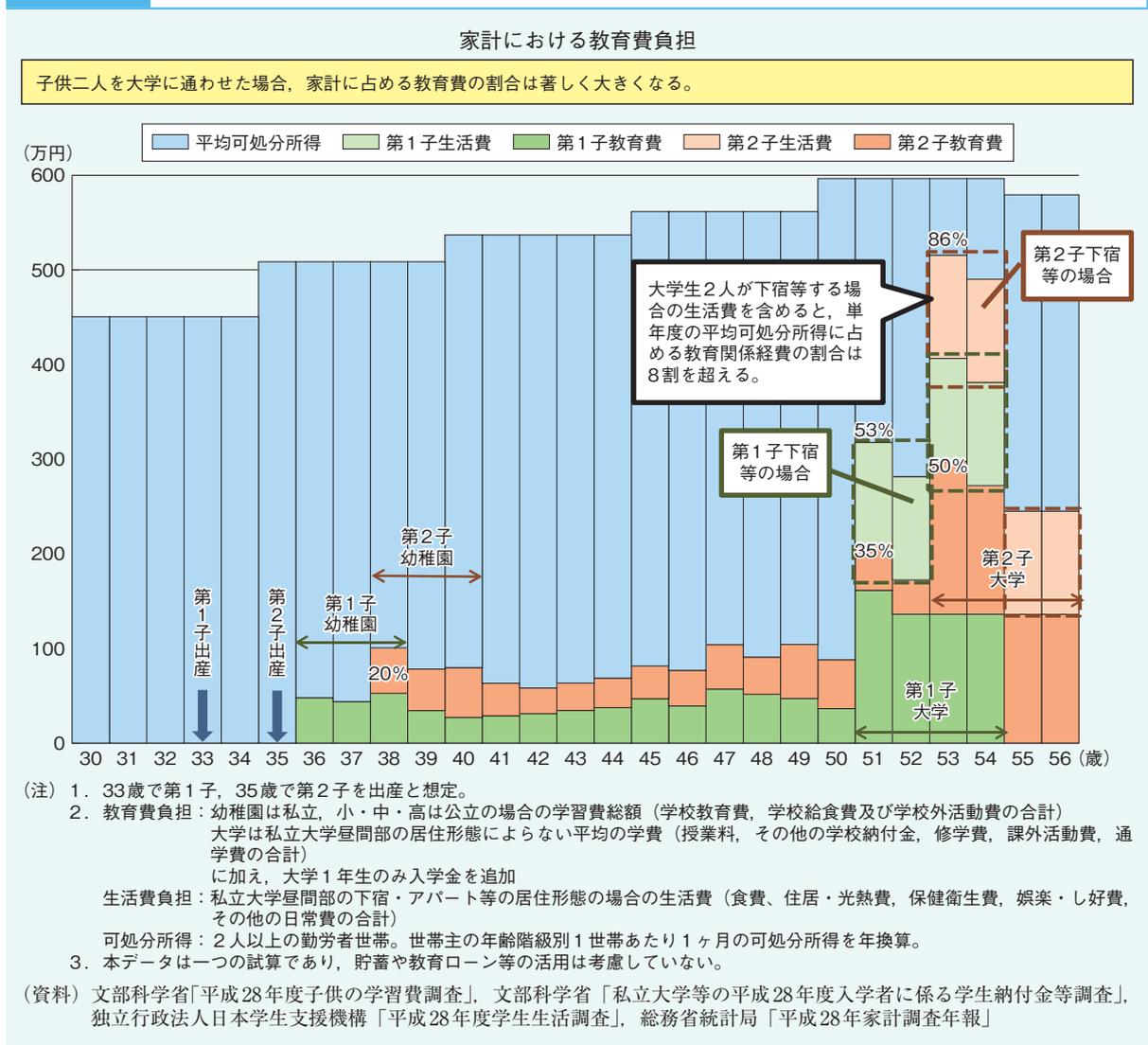
# 学生に対する経済的支援の充実と社会的・職業的自立に対する支援

## 1 高等教育機関へのアクセスの確保

### (1) 学生の経済状況

家計における教育費負担をみると、子供二人が私立大学に通っている場合は、勤労世帯の平均可処分所得の2分の1近くを教育費が占めており、大学段階の教育費負担が大きいことが分かります(図表2-5-4)。家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して教育を受けることができる環境を整えることが重要です。

図表2-5-4 教育費負担割合



### (2) 高等教育の修学支援の着実な実施

#### ① 高等教育の修学支援新制度

高等教育の負担軽減については、これまで授業料等減免や奨学金制度の充実に取り組んできましたが、なお、低所得世帯の子供たちは全世帯平均に比べて高等教育機関への進学率が低い状況にあります。子供たちが、経済的事情により進学を断念することのないよう、進学機会を確保することが重要です。

このため、真に支援が必要な低所得世帯の子供たちに対し、質の高い高等教育機関への修学に係る経済的負担を軽減し、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するという目的のもと、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）等を踏まえ、「大学等における修学の支援に関する法律」案を国会に提出し、同法案は令和元年5月10日に成立しました。これにより、令和2年4月より高等教育の修学支援新制度を実施することになりました。

具体的には授業料等減免制度の創設と給付型奨学金の支給の拡充を実施するものです。また、これらは、少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用します。対象者は住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生等で、具体的な支援額等は図表2-5-5のとおりです。

支援対象となる学生等については、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。他方、大学等への進学後は、学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとしています。

また、社会で自立し活躍できる、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成できる大学等を支援措置の対象とするため、大学等にも一定の要件を求めることとしています。大学等からの申請を受けて、国及び地方公共団体において審査を行い、令和元年9月に新制度の対象機関<sup>\*1</sup>を公表しました。

図表 2-5-5 高等教育の修学支援新制度について

**高等教育の修学支援新制度について**（実施時期：令和2年4月1日／通常国会で法成立：令和元年5月10日）

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日関係閣僚合意）より】 \*政省令：令和元年6月28日公布

- 【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
- 【支援内容】 ①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
- 【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生  
（令和2年度の在学学生（既入学者も含む）から対象）
- 【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用  
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

**令和2年度予算額** 4,882億円

（授業料等減免 2,528億円※  
給付型奨学金 2,354億円）

※公立大学等及び私立専門学校に係る  
地方負担分（392億円）は含まない。

国・地方の所要額 5,274億円

**授業料等減免**

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

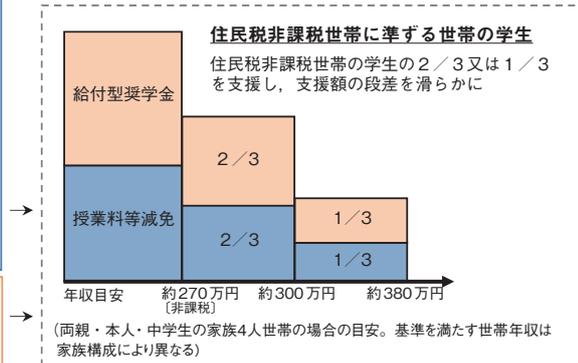
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

**給付型奨学金**

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円, 自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円, 自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円, 自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円, 自宅外生 約52万円



**支援対象者の要件**

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

**大学等の要件**：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm))

\*1 対象機関については、以下を参照：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm)

## ②奨学金貸与事業

無利子奨学金については、平成29年度において、基準を満たしているにもかかわらず予算上の制約により無利子奨学金の貸与を受けられない残存適格者を解消するとともに、低所得者世帯の方に関する成績基準を実質的に撤廃し、必要とする全ての学生等が無利子の奨学金を受けられるようにしました。令和元年度においても引き続き、確実に実施することにより、有利子から無利子への流れを更に加速させています（貸与人員：約56万4,000人（この他被災学生等分約1,000人）、事業費総額：約3,715億円（この他被災学生等分約9億円））。

奨学金貸与事業全体の貸与人員は約133万人、事業費総額は約1兆486億円となっています（図表2-5-6）。有利子奨学金は在学中には利子が課されず、卒業後にそれまでの貸与額に対して利子（令和2年3月貸与終了者においては利率固定方式で年0.070%、利率見直し方式で今後5年間は年0.002%）が課されます。このほか、家計支持者の失業や被災などによって緊急に奨学金を必要とする学生等に対応するため、「緊急採用奨学金（無利子）」、「応急採用奨学金（有利子）」の申込みを随時受け付けています。平成30年度の緊急採用奨学金（無利子）は1,072人、応急採用奨学金（有利子）は319人を採用しています。

図表2-5-6 奨学金事業費

区分	(令和元年度予算)	
	貸与人員 (人)	事業費総額 (百万円)
<b>無利子奨学金</b>	<b>565,730</b>	<b>372,357</b>
大 学	431,579	269,931
大 学 院	66,201	63,029
高 等 専 門 学 校	4,690	1,790
専修学校専門課程	62,906	37,576
通 信 教 育	354	31
<b>有利子奨学金</b>	<b>764,970</b>	<b>676,233</b>
大 学	589,713	503,604
大 学 院	5,117	5,367
高 等 専 門 学 校	305	234
専修学校専門課程	167,561	151,109
海 外 留 学 分	2,274	2,543
入 学 時 増 額 分	(34,485)	13,377
合計	1,330,700	1,048,590

(注) 入学時増額分の貸与人員については内数である。

(出典) 文部科学省調べ

日本学生支援機構の奨学金の返還は、貸与が終了した翌月から数えて7か月目から始まります。日本学生支援機構の奨学金事業は、卒業した学生等からの返還金を次の世代の学生等に貸与しており、返還金を確実に回収することが重要です。日本学生支援機構は、各学校の協力を得て、学生等の返還意識を高めるとともに、返還相談体制を更に充実するなど回収業務を適切に行うための業務の見直しに取り組んでいます。

一方、災害、病気、経済困難などによって返還が困難な方には、返還期限を猶予する制度や毎月の返還の負担を軽減する減額返還制度などによってきめ細かく対応しています。

奨学金の返還に際しては、長期にわたって延滞に陥らないことが重要です。日本学生支援機構は、延滞初期段階での返還促進や返還困難時の救済措置の案内をするとともに、奨学金を受ける前の高校段階において資金計画について助言を行うスカラシップ・アドバイザーの派遣を実施するなど、これらを活用した延滞の防止・解消に努めています。

### （3）各大学等における授業料減免事業への支援

文部科学省は、各大学等がそれぞれの方針に基づき実施する授業料減免事業について、国立大学法人運営費交付金、独立行政法人国立高等専門学校機構運営費交付金、私立大学等経常費補助金の特別補助などを通じた支援を行っています。また、公立大学については地方財政措置が講じられることとされています。

### （4）大学院学生の経済的支援の拡充

「第5期科学技術基本計画」において掲げられた「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」という目標の達成に向け、「特別研究員事業（DC）」や日本学生支援機構の奨学金事業における業績優秀者返還事業に取り組むとともに、学費や経済的支援について大学が必要な情報を提供することの努力義務化を定める省令改正を行っています。

また、令和元年度に策定された「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を踏まえ、各大学における学内奨学金やTA（ティーチング・アシスタント）<sup>\*2</sup>・RA（リサーチ・アシスタント）<sup>\*3</sup>制度の充実の促進、競争的研究費や共同研究費におけるRA等の適切な給与水準の確保の推進に取り組んでまいります。

### （5）奨学団体等の奨学金事業

奨学金事業は、日本学生支援機構のほかに特例民法法人や地方公共団体、大学や企業などによって、多様な形態で幅広く実施されています。平成28年度の日本学生支援機構の調査によると、約3,300の奨学団体等が、約18万4,000人の奨学生に対して、総額で約742億円を支給しています。なお、一定の奨学団体に対する寄附金には、税制上の支援措置が講じられています。

## 2 学生の就職活動支援及び大学におけるキャリア教育・職業教育の充実

### （1）学生の就職活動

文部科学省と厚生労働省は、毎年共同して大学等卒業者の就職状況を調査しています。平成30年度の就職率は、大学の学部卒業者は前年度同期比0.4ポイント低下の97.6%、大学、短期大学、高等専門学校全体では0.4ポイント低下の97.8%となり、いずれも8年度の調査開始以降2番目に高い数値となりました（[図表 2-5-7](#)、[図表 2-5-8](#)）。

<sup>\*2</sup> TA（ティーチング・アシスタント）：優秀な大学院学生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対するチュータリング（助言）や講義・実験・実習・演習等の教育補助業務を行わせ、大学院学生への教育訓練の機会を提供するとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的としたもの。

<sup>\*3</sup> RA（リサーチ・アシスタント）：大学等が行う研究プロジェクト等に、教育的配慮の下に、大学院学生等を研究補助者として参画させ、研究遂行能力の育成、研究体制の充実を図るとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的としたもの。

図表 2-5-7 平成 30 年度大学等卒業者の就職状況

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

区 分	就職希望率	就職率
大 学	76.0% ( 0.7)	97.6% (▲0.4)
うち 国公立	55.3% ( 1.6)	97.3% (▲0.7)
私 立	86.3% ( 0.2)	97.7% (▲0.3)
短 期 大 学	82.9% (▲1.3)	98.6% (▲0.5)
高等専門学校	62.0% (▲1.0)	99.6% (▲0.4)
計	75.7% ( 0.4)	97.8% (▲0.4)

- (注) 1. 就職希望率とは、抽出学生数に対する就職希望者の割合。  
就職率とは、就職希望者に対する就職者の割合。  
2. ( ) 前年度調査からの増減値 (▲は減少)。

(出典) 大学等卒業者の就職状況調査 (文部科学省, 厚生労働省調べ)

図表 2-5-8 就職率の推移



(注) 数値は各年 4 月 1 日現在の大学、短期大学及び高等専門学校全体の値を示す。

(出典) 大学等卒業者の就職状況調査 (文部科学省, 厚生労働省調べ)

大学等卒業者の就職環境は改善していると考えられますが、文部科学省は、厚生労働省と連携して、就職を希望する一人でも多くの学生等が卒業までに就職することができるよう、大学等と新卒応援ハローワーク等との連携を促すことで、就職支援の一層の充実も図っています。

大学生等の就職・採用活動の開始時期については、1. 一般社団法人日本経済団体連合会 (以下「経団連」という。) による「採用選考に関する指針」の策定、2. 就職問題懇談会 (大学等卒業予定者の就職活動の在り方について検討、協議を行う、国公立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体で構成される組織) による「申合せ」、3. 関係省庁 (内閣官房, 文部科学省, 厚生労働省, 経済産業省) による経済団体・業界団体等に対する遵守等の要請, というプロセスによって、毎年度決定されてきました。

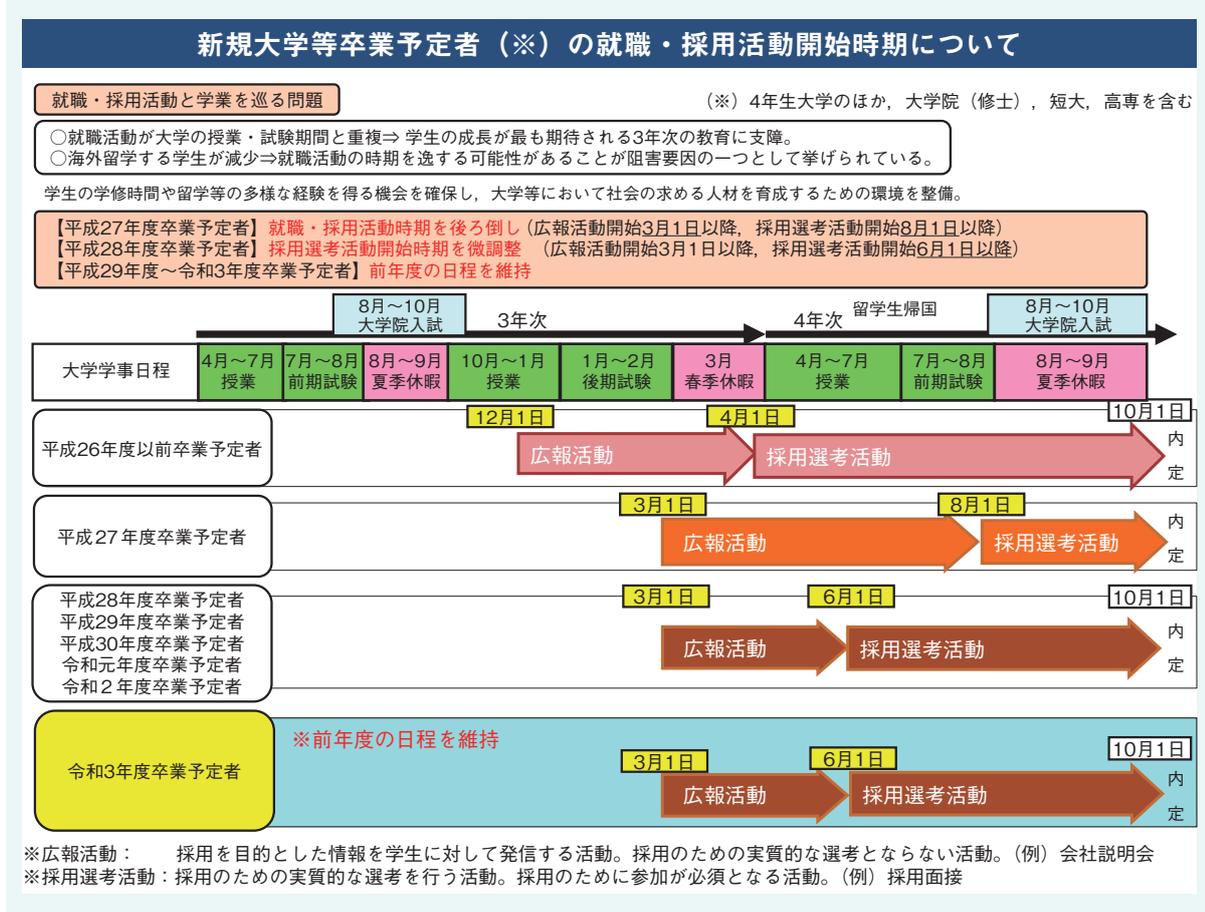
こうした中、平成 30 年 10 月、経団連から、中長期的な観点から我が国の採用活動の在り方を議論すべき、大学の教育と企業の姿勢がどうあるべきかを議論すべきといった問題提起と併せて、経団連としては、令和 2 年度以降に卒業・修了予定の学生の就職・採用活動からは「採用選考に関する指針」を策定しない方針が示されました。経団連の方針決定を受けて、政府は「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」を開催し、「2020 年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」をとりまとめ、2 年度については現行の

時期等（広報活動開始：卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降，採用選考活動開始：卒業・修了年度の6月1日以降）を維持することとし，経済団体・業界団体を通じて各企業に対し要請しました。

元年10月，政府は昨年同様，関係省庁連絡会議を開催し，3年度について引き続き現行の時期等を維持することを決定し，2年3月，経済団体・業界団体を通じて各企業に対し，就職・採用活動日程のほか，学事日程への配慮，日本人海外留学者・外国人留学生などに対する多様な採用選考機会の提供，公平・公正で透明な採用，セクシュアルハラスメント等の防止の徹底など，2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請を行いました。

政府としては，今後も，大学等と経済界と連携しながら，大学生等の就職・採用活動が円滑に実施されるよう，必要な取組を進めていくこととしています（図表2-5-9）。

図表 2-5-9 新規大学等卒業予定者の就職・採用活動時期



## （2）大学におけるキャリア教育・職業教育の充実

大学等のキャリア教育において，学生の産業や職業に関する理解を深める取組の実効性を高めるため，企業等による採用選考と直接結び付かない協力も不可欠です。

平成26年9月16日，就職問題懇談会において，キャリア教育としての学内行事と採用を目的とした広報活動としての「企業説明会」を明確に区別するため，「企業等の協力を得て取り組むキャリア教育としての学内行事実施に関する申合せ」を策定し，一般社団法人日本経済団体連合会も申合せに賛同して「『採用選考に関する指針』の手引き」を改訂しました。

## （3）大学等におけるインターンシップの推進

大学等において教育の一環として行われるインターンシップは，学生の大学等における学

修の深化や新たな学習意欲の喚起につながるとともに、主体的な職業選択や高い職業意識の育成が図られる有益な取組です。平成28年度から、「インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議」を開催し、適正なインターンシップの普及に向けた方策や更なる推進に向けた具体的方策等について検討を行い、29年6月に「インターンシップの更なる充実に向けて議論の取りまとめ」を取りまとめました。

上記の内容を踏まえ、優れたインターンシップを広く全国に普及させるために創設した「届出・表彰制度」において、令和元年度は、新潟大学をはじめとする5大学を表彰しました（最優秀賞：新潟大学、優秀賞：跡見学園女子大学、甲南大学、宮崎大学、選考委員会特別賞：大阪府立大学）。加えて、日本学生支援機構と連携しながら、教育的効果の高いプログラムを構築・運営する専門人材の育成・配置等に取り組んでいます。

なお、文部科学省では、参加した学生等が文部科学行政に対する理解を深めるとともに、職業への適性や将来設計を考え、主体的に将来の職業を選択することを目的に、文部科学省インターンシップを実施しています。令和元年度は183人（夏期112人、春期71人）の学生を受け入れました。

## 第3節 高等教育のさらなる発展に向けて

### 1 大学教育の質保証・向上，大学の経営力の強化

科学技術の進歩やグローバル化の進展により今後も急速に変化してゆく社会においては、基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用でき、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材が求められます。大学教育の質が、そのような人材を育成することができるものであることを保証し、また、社会の変化に対応して向上してゆくものとするため、文部科学省では、以下のような取組を進めています。

#### (1) 教育の質保証と情報公表の促進

大学・短期大学・高等専門学校（以下、「大学等」という。）の設置や組織改編は、大学教育の国際的な通用性の確保や学生保護のため、設置審査などの所定の手続を経て行われます。文部科学大臣は大学の設置などの認可申請を受けると、申請内容が「大学設置基準」などの法令に適合しているかどうかについて、学識経験者などから成る大学設置・学校法人審議会に諮問を行います。同審議会は教学面、財政面や管理運営面について専門的な審査を行った結果を答申し、それを踏まえ、文部科学大臣が認可の判断を行います。また、大学等が学問の進展や社会の変化に機動的に対応し、組織改編ができるよう、大学が授与している学位の種類と分野を変更しない学部・学科などについては、届出による設置を可能としています。

大学や学部などが設置された後は、基本的に大学が自主性・自律性を持って教育研究活動を行っていくこととなりますが、設置後の質保証の方策として、文部科学省は、開設年度に入学した学生が卒業する年度までの間、授業科目の開設状況や教員組織の整備状況など設置計画の履行状況について各大学から報告を求め、調査を実施しています（設置計画履行状況等調査）。調査の結果、特に課題が見られる大学に対しては指摘事項を付し、それを公表することで大学に対して主体的な改善を促しています。また、大きな課題がありながら改善が進まず、設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる大学に対しては、新たな認可申

請をしても認可をしないなど、改善を促す仕組みを設けています。

認証評価制度は、「学校教育法」に基づいて、国公私の全ての大学、短期大学、高等専門学校に対して、7年以内に1回（専門職大学院は5年以内に1回）、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価（認証評価）を受けることを義務付けるものです。認証評価制度は、国による事前規制を弾力化しつつ、大学等の教育研究の質の担保を図るため、設置後の大学等の組織運営や教育研究活動等の状況を定期的に事後確認する体制を整備する観点から導入されたものです。令和2年3月現在で、15の認証評価機関（図表2-5-10）が認証評価を実施しています。

図表 2-5-10 認証評価機関

分野（機関別）	評価機関名	URL
大学	(財) 大学基準協会	<a href="http://www.juaa.or.jp/">http://www.juaa.or.jp/</a>
	(独) 大学改革支援・学位授与機構	<a href="http://www.niad.ac.jp/">http://www.niad.ac.jp/</a>
	(財) 日本高等教育評価機構	<a href="http://www.jiheer.or.jp/">http://www.jiheer.or.jp/</a>
	(財) 大学教育質保証・評価センター	<a href="http://jaque.or.jp/">http://jaque.or.jp/</a>
	(財) 短期大学基準協会	<a href="http://www.jaca.or.jp/">http://www.jaca.or.jp/</a>
短期大学	(財) 短期大学基準協会	<a href="http://www.jaca.or.jp/">http://www.jaca.or.jp/</a>
	(財) 大学基準協会	<a href="http://www.juaa.or.jp/">http://www.juaa.or.jp/</a>
	(財) 日本高等教育評価機構	<a href="http://www.jiheer.or.jp/">http://www.jiheer.or.jp/</a>
高等専門学校	(独) 大学改革支援・学位授与機構	<a href="http://www.niad.ac.jp/">http://www.niad.ac.jp/</a>

分野（専門職大学院）	評価機関名	URL
法科大学院	(財) 日弁連法務研究財団	<a href="https://www.jlf.or.jp/index.php">https://www.jlf.or.jp/index.php</a>
	(独) 大学改革支援・学位授与機構	<a href="http://www.niad.ac.jp/">http://www.niad.ac.jp/</a>
	(財) 大学基準協会	<a href="http://www.juaa.or.jp/">http://www.juaa.or.jp/</a>
経営	(社) ABEST21	<a href="http://www.abest21.org/jpn/index.html">http://www.abest21.org/jpn/index.html</a>
	(財) 大学基準協会	<a href="http://www.juaa.or.jp/">http://www.juaa.or.jp/</a>
会計	NPO 法人 国際会計教育協会	<a href="http://www.jiaae.jp/">http://www.jiaae.jp/</a>
助産	(財) 日本助産評価機構	<a href="http://www.josan-hyoka.org/">http://www.josan-hyoka.org/</a>
臨床心理	(財) 日本臨床心理士資格認定協会	<a href="http://fjcbcp.or.jp/">http://fjcbcp.or.jp/</a>
公共政策	(財) 大学基準協会	<a href="http://www.juaa.or.jp/">http://www.juaa.or.jp/</a>
ファッション・ビジネス	(財) 日本高等教育評価機構	<a href="http://www.jiheer.or.jp/">http://www.jiheer.or.jp/</a>
教職大学院、学校教育	(財) 教員養成評価機構	<a href="http://www.iete.jp/">http://www.iete.jp/</a>
情報、創造技術、組込み技術、原子力	(社) 日本技術者教育認定機構	<a href="http://www.jabee.org/">http://www.jabee.org/</a>
公衆衛生	(財) 大学基準協会	<a href="http://www.juaa.or.jp/">http://www.juaa.or.jp/</a>
知的財産	(社) ABEST21	<a href="http://www.abest21.org/jpn/index.html">http://www.abest21.org/jpn/index.html</a>
	(財) 大学基準協会	<a href="http://www.juaa.or.jp/">http://www.juaa.or.jp/</a>
ビューティビジネス	(社) 専門職高等教育質保証機構	<a href="https://qaphe.com/">https://qaphe.com/</a>
環境・造園	(社) 日本造園学会	<a href="http://www.jila-zouen.org/">http://www.jila-zouen.org/</a>
グローバル・コミュニケーション	(財) 大学基準協会	<a href="http://www.juaa.or.jp/">http://www.juaa.or.jp/</a>
社会福祉	(社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟	<a href="http://www.jaswe.jp/">http://www.jaswe.jp/</a>
デジタル・コンテンツ	(財) 大学基準協会	<a href="http://www.juaa.or.jp/">http://www.juaa.or.jp/</a>
グローバル法務	(財) 大学基準協会	<a href="http://www.juaa.or.jp/">http://www.juaa.or.jp/</a>
広報・情報	(財) 大学基準協会	<a href="http://www.juaa.or.jp/">http://www.juaa.or.jp/</a>

認証評価の基準・方法は各認証評価機関によって異なりますが、認証評価結果に応じて再評価の受審や要改善事項に対する改善報告書の提出を求めるなど、各認証評価機関において各大学等の改善を促す仕組みが設けられています。

また、学校教育法を令和元年5月に改正（2年4月施行）し、教育研究等の状況が認証評価機関が定める大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けるとともに、当該認定を受けられなかった大学等については、教育研究活動の状況について、文部科学大臣が報告又は資料の提出を求めるものとするものとしました。これらのこ

とにより、大学等における教育研究活動の改善を促す制度的な担保を設け、大学等における自主的・自律的な改善の実効性を一層確保し、教育研究水準の保証及び向上を確実に図ることとしています。

令和元年度は、大学63校、短期大学31校、高等専門学校13校、法科大学院1専攻、経営系専門職大学院9専攻、会計系専門職大学院1専攻、臨床心理専門職大学院1専攻、公共政策系専門職大学院1専攻、教職大学院12専攻、情報・原子力系専門職大学院1専攻の認証評価が行われました。この結果はそれぞれの認証評価機関のウェブサイトで公表されています。

平成29年度より、大学や短期大学においては、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）から成る「三つの方針」を策定・公表することが義務付けられました。

大学教育の質保証・向上のためには、各大学が、三つの方針に基づいて学生一人一人の能力を伸ばすための教育を組織的に行うと共に、実際に学生が成長しているかを適切に把握・可視化することで、教育の質を点検・評価し、常に見直してゆくという一連の取組、すなわち教学マネジメント（大学がその教育目的を達成するために行う管理運営）を確立することが重要となります。

大学におけるこのような取組を支援・促進するため、中央教育審議会大学分科会教学マネジメント特別委員会において、「教学マネジメントに係る指針」及び「学修成果の可視化と情報公表の促進」について議論が進められ、その成果が「教学マネジメント指針」（令和2年1月中央教育審議会大学分科会）として取りまとめられました。

また、大学は、公共的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、教育の質を一層向上させることが求められています。平成23年4月から全ての大学は「学校教育法施行規則」に基づき教育研究活動等の状況についての情報を公表することになっています。また、データベースを用いた国公立の大学の教育情報を公表し活用する共通の仕組みとして、27年3月から「大学ポートレート」を活用した大学情報の社会への公表が進められています。

## （2）多様で柔軟な教育体制の構築

文部科学省では、各大学等が、時代の変化に応じ多様な教育プログラムを迅速かつ柔軟に編成できるよう、「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」を設置可能とする所用の規定を令和元年8月に改正・施行しました。これにより、例えば既存の学部等の組織の枠を超えて、幅広い分野から文理横断的なプログラムを編成し、学位を授与することなどが可能になります。また、大学等が従来以上に社会のニーズを踏まえた質の高い教育を展開できるよう、実務経験を有する者の大学教育への参画促進に向け、所用の規定を整備しました。

大学等については、教育内容の充実に資するため、学生が他の大学等において授業科目を履修し、単位を修得した場合等に、一定の範囲内で自大学の単位としてみなし得る旨のいわゆる「単位互換」制度が設けられています。国内大学との単位互換を実施している大学は全体の81.4%（平成28年度）に達していますが、文部科学省としても、単位互換制度が大学間連携の促進や教育改革のためのツールとしてより一層活用されるよう、単位互換に関する基本的な考え方を改めて明示するなど、各大学における適切かつ積極的な運用が行われるよう促してまいります。

### (3) Society 5.0に対応した教育の推進

イノベーションが急速に進展し、科学技術が目まぐるしく進化する中、Society 5.0の到来に向け、AIなどの技術革新を社会実装につなげ、我が国の産業のさらなる発展に資する理工系人材の育成は不可欠です。そのため、高等教育段階における理工系分野の教育については、深い専門的知識と俯瞰的視野を持ち、科学技術の新たな発展に資する人材を育成する必要があります。

そこで、大学において、こうした産業社会のニーズを的確に受け止めた教育を進められるように、制度改正を行いました。具体的には、大学の組織編成等を規定する大学（院）設置基準について、工学系の学部において学科ごとの縦割り構造を抜本的に見直した柔軟な教育体制の編成が可能となる改正（平成30年）、学部の枠を越え、社会のニーズを踏まえた機動的で柔軟な教育プログラムの編成が可能となる改正（令和元年）を行ってきました。

また、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合するSociety5.0においては、大量のデータを積極的に扱い、社会課題の解決に生かすことができる人材が不可欠で、そのための教育システムの構築が急がれます。文部科学省としては、数理・データサイエンス・AI教育を推進するためのコンソーシアム（数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアム）を構築し、この新たな教育分野のためのモデルカリキュラムの策定、教材開発等の取組や「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）」、「超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業」における、情報技術人材やデータサイエンティスト等の我が国の成長を牽引する人材を育成する取組を支援しています。

令和元年6月には、統合イノベーション戦略推進会議が「AI戦略2019」を決定しました。その中でも、数理・データサイエンス・AIについて、デジタル社会の基礎知識として、すべての学生がリテラシーを身につけること、それぞれの専門分野の特性を踏まえた応用力を身につけること、などが目標として掲げられています。まさに国をあげて、必要な取組を加速させていきます。

### (4) 大学院教育改革

文部科学省は、高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、グローバルに活躍し未来を牽引（けんいん）する「知のプロフェッショナル」を育成するための大学院教育の体質改善に取り組んでいます。令和元年度は、引き続き「第3次大学院教育振興施策要綱」（平成28年3月31日文部科学大臣決定）を踏まえた大学院教育の充実・強化を図るとともに、「2040年を見据えた大学院教育の体質改善～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」（平成31年1月 中央教育審議会大学分科会）<sup>\*4</sup>を踏まえた制度改正等により、学位プログラムとしての大学院教育の確立等を推進しています。

博士課程教育については、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するため、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援する「博士課程教育リーディングプログラム」<sup>\*5</sup>を平成23年度から実施し、令和元年度までに33大学62プログラムを支援しています。

また、平成30年度より、卓越した博士人材を育成するとともに、人材育成・交流及び新たな共同研究が持続的に展開される卓越した拠点を形成するため、各大学が自身の強みを核に、これまでの大学院改革の成果を生かし国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的な

<sup>\*4</sup> [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo/4/houkoku/1412988.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo/4/houkoku/1412988.htm)

<sup>\*5</sup> [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kaikaku/hakushikatei/1306945.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/hakushikatei/1306945.htm)

連携を行いつつ世界最高水準の教育力・研究力を結集した5年一貫の博士課程教育プログラムを構築することを支援する「卓越大学院プログラム」\*6を実施し、令和元年度までに26プログラムを採択しました。

## (5) 国立大学改革

国立大学は、高度な学術研究の推進、計画的な人材育成、地域活性化への貢献や高等教育の機会均等の確保といった重要な役割を果たしています。

平成16年の国立大学の法人化以降、国立大学においては、それぞれの特色や長所を活かした自主的・自律的な機能強化に向けた取組が進められてきました。昨今の急激な社会経済状況の変化の中で、国立大学に対しては、産業競争力強化・イノベーション創出の拠点としての役割や、地方創生の中核的拠点としての機能の発揮など、我が国の成長と発展への積極的な貢献をしてほしいという社会の大きな期待が寄せられています。

文部科学省では、平成27年6月に、第3期中期目標期間において、国立大学が期待される役割を果たし、その「知の創出機能」を最大化させていくための改革の方向性を取りまとめた「国立大学経営力戦略」を策定し、改革に取り組む大学に対し、国立大学法人運営費交付金による重点支援を行うとともに、経営力と財務基盤の強化を通じた自己改革を促しているところです。

これを踏まえ、第3期中期目標期間より、国立大学法人運営費交付金の基盤的経費において「三つの重点支援の枠組み」を創設し、各大学の機能強化の方向性に応じた取組について、評価に基づき、きめ細かく重点支援を行っています。

令和元年度予算においては、国立大学法人運営費交付金について、対前年度同額の1兆971億円を計上しており、文部科学省としては、国立大学法人等が我が国の人材養成・学術研究の中核として、継続的・安定的に教育研究活動を実施できるよう、基盤的経費の確保に努めてまいります。

また、2040年を見据え、人材育成・イノベーション創出を担う国立大学の役割を果たすため、人事給与マネジメント改革、評価・資源配分改革、連携・統合を含めたガバナンス改革の主に3つの改革を進めてまいります。

人事給与マネジメント改革については、若手教員の活躍機会を創出し、教員の挑戦意欲を向上できるよう、年俸制の導入をはじめ、厳格な業績評価やクロスアポイントメント制度等、様々な取組を総合的に促進してまいります。

評価・資源配分改革については、令和元年度から新しい評価・資源配分の仕組みを導入し、評価のわかりやすさや透明性の向上、各大学の主体的な取組の推進、教育研究の安定性・継続性への配慮のもとで改革インセンティブの向上を図ってまいります。

ガバナンス改革としては、一法人複数大学制や経営と教学の分離等の選択の可能化、学外理事の複数登用の義務化の措置を行う旨を内容とする国立大学法人法の一部改正を行ったところです。また、令和2年3月には、国立大学法人自身が自らの経営を律しつつ、国立大学の教育・研究・社会貢献機能を更に高めるため、「国立大学法人ガバナンス・コード」を策定しました。

文部科学省としては、高等教育へのアクセス機会の確保や教育改革・研究力強化と一体的に推進しながら、真に「挑戦」する国立大学の教育研究基盤を強化してまいります。

\*6 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kaikaku/takuetaigakuin/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/takuetaigakuin/index.htm)

## (6) 私立大学改革

私立大学の主たる設置者である学校法人について、その管理運営制度の改善を図る観点から、令和元年に①役員の職務と責任の明確化、②情報公開の充実、③中期的な計画の作成、④破綻処理手続きの円滑化を内容とする私立学校法の改正がなされ、2年4月1日に施行しました。(詳細については第6章第1節に記載しています。)

## 2 大学入学者選抜の改善

### (1) 大学入学者選抜改革

大学入学者選抜は、高等学校教育と大学教育とを接続し、双方の改革の実効性を高める上で重要な役割を果たすものです。大学入学者選抜の改革においては、受験生の知識・技能だけではなく、思考力・判断力・表現力や、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価していくことを目指しており、「大学入学共通テスト」と「個別選抜」を通じて、受験生のこれら学力の3要素について、多面的・総合的に評価する入学者選抜に転換することとしております。

文部科学省としましては、これからの時代を生きるために必要な資質・能力の育成を目指して、高校教育改革、大学教育改革とともに「高大接続改革」の一環として、高校関係者、大学関係者等の御意見・御協力をいただきながら、大学入学者選抜改革に取り組んでまいります。

### (2) 各大学の入学者選抜

各大学はこれまで、それぞれの教育理念を踏まえ策定した「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)に基づいて、大学教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価するため、面接・小論文などの活用による評価尺度の多元化や、アドミッション・オフィス(AO)入試や推薦入試の導入・拡大といった入試方法の多様化を進めてきました。一方、一部のAO入試や推薦入試においては、学力の把握が十分に行われていないのではないか、早期合格によって高校生の学習意欲の低下を招いているのではないかなどといった指摘もあります。このため、文部科学省は、毎年、どのような入試方法であっても、学力検査や調査書の利用によって学力を把握したり、大学自らが作成した試験だけではなく資格・検定試験等を積極的に活用したりすることなどを通知し、入試方法の改善を促しています(令和元年6月4日付け高等教育局長通知「令和2年度大学入学者選抜実施要項」)。

また、医学部医学科の入学者選抜における不適切事案を受け、全ての学部学科の入学者選抜における公正確保のための共通ルールを示すため、平成31年2月5日より「大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議」において議論を開始し、令和元年5月に「最終報告」を公表しています。文部科学省としては、この「最終報告」を踏まえ、大学入試のガイドラインである「大学入学者選抜実施要項」を同年6月に改訂し、国公私立大学等に対し通知しており、引き続き不適切入試の再発防止や大学入学者選抜の公正確保に努めてまいります。

### (3) 大学入学共通テスト

令和2年度に実施する大学入学者選抜において、英語民間試験活用のための「大学入試英語成績提供システム」や「大学入学共通テスト」における『国語』と『数学I』『数学I・A』での記述式問題を導入する予定で制度設計を進めてきましたが、受験生の不安を払拭し、安心して受験できる体制を早急に整えることは現時点において困難であることなどから、元年11月1日に「大学入試英語成績提供システム」の導入延期を発表するとともに、同年12月17日には、3年度「大学入学共通テスト」における記述式問題は実施せず、導入を見送るこ

とを公表しました。

それに伴い、令和元年6月4日付で公表した「令和3年度大学入学選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」について、出題方式や試験時間、配点等を見直し、2年1月29日付で公表したところです。

「大学入学共通テスト」は、これまでに実施してきた大学入試センター試験等の蓄積を生かしながら、各教科・科目の特性に応じ、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力を発揮して解くことが求められる問題を重視するとともに、授業において生徒が学習する場面や、社会生活や日常生活の中から課題を発見し解決方法を構想する場面、資料やデータ等をもとに考察する場面など、学習の過程を意識した問題の場面設定を重視して評価を行うものであり、その必要性は変わりません。

巻頭(P3)でも述べた通り、今回の一連の経過を踏まえ、英語4技能評価や記述式問題の出題を含めた今後の大学入試の在り方については、文部科学大臣のもとに検討会議を設け、大学関係者や高校関係者、保護者などの幅広い御意見も聞きながら、御議論をいただいております。年内を目途にしっかり検討してまいります。

### 3 地域・社会に開かれた高等教育

#### (1) 地域社会の核となる高等教育機関の推進等

文部科学省では、第2期教育振興基本計画を踏まえ、地域の高等教育機関が地域との相互交流を促進し、地域から信頼される地域コミュニティの中核的存在(COC:Center of Community)になるよう、地方公共団体と連携して地域課題の解決に取り組む大学・短期大学・高等専門学校(以下、「大学等」という。)を支援する「地(知)の拠点整備事業(大学COC事業)」を平成25年度から実施してきました。それを発展的に見直し、27年度から令和元年度まで、複数の大学等が、地域活性化を担う地方公共団体のみならず、人材を受け入れる地域の企業、地域活性化を目的に活動するNPO法人や民間団体等と事業協働機関を形成し、それぞれが強みを活かして雇用創出や学卒者の地元定着率向上に取り組む事業を支援する「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」を実施してきました(令和元年度支援件数:42件〔参画する大学等数:277〕)。

また、今後18歳人口が全国的に大幅に減少すると見込まれる中、東京23区の大学等の学生の収容定員増が進むと、東京一極集中の加速化や、地方大学の経営悪化による撤退等に伴う地域間での高等教育の就学機会の格差拡大が懸念されるため、平成30(2018)年5月に、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」が成立しました。本法律においては、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度や地域における若者の雇用機会の創出等の措置と併せて、特定地域(東京23区)内の大学等の学生の収容定員の抑制について規定されています。

#### (2) 高等教育機関におけるリカレント教育の充実

Society5.0を迎えるにあたっては、新たな価値の創出により様々な課題を解決し、一人一人がいくつになっても活躍できる社会の実現が求められています。このような社会では、誰もが、いつでも、高度で専門的かつ実践的な学びができるよう、大学等の高等教育機関が多様な学生や社会人を受入れ、多様な教育を提供する場へと変革していくことが重要です。

こうした背景の中で、平成30年11月に取りまとめられた中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」では、大学等が多様な学生を受け入れるためにリカレント教育を推進すること、社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させるために実務家教員の大学教育への参画を促進すること等が提言されました。

これを受け、文部科学省では、令和元年8月に学校教育法施行規則等の一部改正を行い、単位累積加算制度の利用促進を目的とした履修証明プログラムに係る学修への単位授与や、正規の学位課程のうち体系的に開設された授業科目の学修に対する社会的評価の向上を目的とした学修証明書の交付が可能となりました。加えて、入学前の既修得単位の認定の柔軟化等、大学院におけるリカレント教育促進を目的とした制度改正についても検討を進めています。また、実践的な産学共同教育やプログラムを実施するために不可欠な実務家教員の質・量の充実を図るため、大学等において実務家教員育成プログラム及び活用システムの開発・実施を行う取組や、人材不足が深刻化しているサイバーセキュリティ人材といった情報技術人材やデータサイエンティスト等の我が国の成長を牽引する人材を育成する取組を行っています。これらの制度改正や取組を通して、リカレント教育に対する社会的認知・評価の向上と、産学が人材育成に主体的に参画する機運醸成を促進していきます。

## 第4節 グローバル人材育成と大学の国際化

### 1 双方向の留学生交流の推進

社会や経済のグローバル化が進展する我が国においては、優秀な外国人留学生を獲得し我が国の成長に生かすことや、個々の能力を高めグローバル化した社会で活躍する人材を育成することが喫緊の課題となっています。

外国人留学生の数は、日本学生支援機構の調べでは、令和元年5月1日時点で前年の29万8,980人から1万3,234人増の31万2,214人になっています。また、海外に留学した日本人の数は、文部科学省の集計では、前年比2,439人増の5万8,408人となりましたが、留学期間がおおむね1年以内の短期留学についても把握している日本学生支援機構の調査では、日本人の留学生数は増加しており、平成30年度は前年比9,845人増の11万5,146人でした（大学等が把握している日本人学生の海外留学状況を、日本学生支援機構が調査）。政府は、「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」（平成25年6月14日閣議決定）及び「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）において、2020（令和2）年までに日本人留学生を2010（平成22）年の6万人から12万人に倍増し、外国人留学生についても「留学生30万人計画」の実現を目指して2012（平成24）年の14万人から2020（令和2）年までに30万人に倍増することを目指しています。

これらの目標の実現に向け、文部科学省は、留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」を推進して若者の海外留学への機運の醸成を図るとともに、企業等の協力を得た「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」の展開や国費による海外留学支援制度の充実によって、学生等の経済的な負担の軽減等に取り組んでいます。

一方、優秀な外国人留学生を確保し、内なる国際化を図る「留学生30万人計画」の実現に向け、海外での日本留学の魅力発信を強化するための日本留学サポート体制の構築、産学官の協力の下、日本国内での就職を促進するための教育プログラムの構築等の受入れ環境充実のための支援を推進しています。

### 2 大学の国際化

経済、社会、文化のグローバル化が進展し、また、AIやビッグデータに代表される技術革新等によって世界が大きく変容する中、今後予想されるSociety5.0の到来も見据え、高等教育や学術研究の分野では、学生や研究者の国境を越えた交流や国際的な頭脳循環が活発化

しており、世界各国において、大学を高度人材育成や科学技術の進展の柱として、国や地域を超えた競争や連携が加速しています。

こうした中、我が国の大学には、世界に開かれた教育研究環境の整備充実や学生の双方向交流の促進などを通じて、国際化を推進し、国際的に活躍できるグローバル人材を育成するとともに、世界との調和ある連携ネットワークを形成し、卓越した研究力を向上させることが必要不可欠なものとなっています。

文部科学省は、平成26年度から我が国の高等教育の国際通用性と国際競争力の向上を図るため、「スーパーグローバル大学創成支援事業」を実施しており、海外の卓越した大学との連携や大学改革によって徹底した国際化を進める37大学を採択し支援しています。また、本事業における優れた取組を広く発信する基幹ウェブサイトを立ち上げるなどして、採択校のみならず日本全国の大学へ、本事業の実施で得た成果の共有を図っています<sup>\*7</sup>。

一方、国外に目を向けると、世界的に学生の流動性が高まり人材の獲得競争が激しさを増す中、質の保証に関する国際的な高等教育の連携枠組みの形成が活発化しています。我が国がより多くの優秀な学生を確保するためには、このような取組において主導的な役割を発揮していくことが重要です。

平成23年度に開始した「大学の世界展開力強化事業」においては、我が国にとって戦略的に重要な国・地域を対象とし、単位の相互認定等、質保証を伴う国際教育連携の取組を支援しています。令和元年度には、EUと共同で公募・審査を実施し、EU諸国の大学との共同学位プログラムを構築する3件の取組を新たに採択しました。そのほか、今後のアジアにおける高等教育圏の形成を見据え、日中韓三国間で質の高い大学間交流を行う「キャンパス・アジア」等を推進しています。さらに、2年度はアフリカ諸国との新たな交流や、更なる交流の推進等を行う取組に対して新たに支援を行う予定です。

ASEAN + 3の政府間の枠組みでも、質保証を伴う学生交流の促進に取り組んでいます。平成24年にインドネシアで開催された第1回ASEAN + 3教育大臣会合にて、我が国は「ASEAN + 3高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ」を設置することを提案しました。以降毎年、各国政府の高等教育行政官によるワーキング・グループ会合を開催しており、これまでの成果として、28年5月の第3回ASEAN + 3教育大臣会合では、「学生交流と流動性に関するガイドライン」<sup>\*8</sup>が、30年11月の第4回同会合では、「留学生の学修履歴のための成績証明書及び補足資料に関するガイドライン」が承認されています。現在は、学生流動性のモニタリングを行うと同時に、流動性向上のための情報発信について、議論を行っています。

また、「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」（通称：東京規約）に基づく、我が国公式の国内情報センター（National Information Center; NIC）として、令和元年9月、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（NIAD-QE）が機構内に「高等教育資格承認情報センター」を設置しました。本センターは、我が国の高等教育資格の国際通用性の確保と、諸外国との円滑な資格の承認に資することを目的としており、我が国を含む東京規約締約国を主とした各国の教育制度等に関する情報提供<sup>\*9</sup>、海外のNIC等との連携、各種調査研究が行われています。本センターの情報発信により、アジア太平洋地域における高等教育の質の更なる向上が期待されます。さらに、元年11月には、グローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して相乗効果を発する目的で、第40回ユネスコ総会にて「高等教育の資格の承認に関する世界規約」が採択されています。

\*7 <https://tgu.mext.go.jp>

\*8 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shitu/1379612.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1379612.htm)

\*9 <https://www.nicjp.niad.ac.jp/>

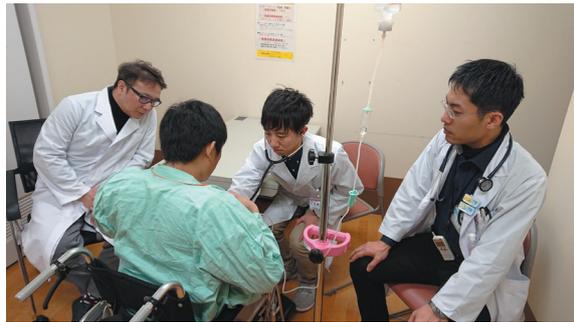
## 第5節 専門人材の育成

### 1 医療系人材の養成

高齢化に伴う医療ニーズ（需要）の高まりなどを受け、81の医学部、29の歯学部、75の薬学部、284の看護学部学科等のほか、多くの大学において医療系人材の養成が進められています。文部科学省では、各大学と協力しながら、質の高い医療系人材を養成するための様々な取組を進めています。

#### （1）医師確保への対応

地域の医師確保等の観点から、厚生労働省と連携して、医学部の入学定員について平成20年度から増員を行っています。令和2年度は、地域枠（医師が不足すると見込まれる地域の病院等に将来勤務しようとする学生に対する修学資金の貸与等を条件として設定する定員）による増加を含め、全国の医学部の入学定員は計9,330人となりました。



医学部医学科の診療参加型臨床実習（身体診療）の様子  
（写真提供：京都大学）

#### （2）医学教育の改善・充実

各大学では、医学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の実践的診療能力を学修目標として提示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を踏まえつつ、特色ある教育が実施されています。

医学教育モデル・コア・カリキュラムは、多様なニーズに対応できる医師の養成を図る観点から、平成29年3月に改訂を行い、30年度から改訂後のモデル・コア・カリキュラムに基づく教育が開始されています。また、大学関係者が中心となり、医学生の臨床能力の向上を図る観点から、診療参加型臨床実習の充実に向けた取組が進められているほか、国際的な動向を踏まえた医学教育の質保証のため、医学部を持つ全大学を対象とする分野別評価も進められています。

#### （3）歯学教育の改善・充実

医学教育と同様に、各大学では、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」を踏まえつつ、特色ある教育が実施されています。

歯学教育モデル・コア・カリキュラムは、平成29年3月、「医学教育モデル・コア・カリキュラム」と同時に改訂を行い、30年度から改訂後のモデル・コア・カリキュラムに基づく教育が開始されています。

また、大学関係者が中心となり、歯科医学生の臨床能力の向上を図る観点から、診療参加型臨床実習の充実に向けた取組が進められているほか、歯学教育の質保証のため、歯学部を持つ全大学を対象とする分野別評価の実施に向けた検討も進められています。

#### （4）薬学教育の改善・充実

医療人としての薬剤師を養成するため、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」に沿った教育の確実な定着に向け、学習成果基盤型教育の推進や実務実習の充実に取り組んでいま

す。また、6年制の薬学部薬学科に直結する大学院として平成24年4月からスタートした大学院4年制博士課程の自己点検・評価の促進や質の高い入学者の確保など、薬学教育の更なる充実を図るための、フォローアップを行っています。

さらに、大学関係者が中心となり、全大学を対象とした分野別評価など薬学教育の質を保証する取組も進められています。

### (5) 看護師等医療技術者教育の改善・充実

看護師など医療技術者の養成において質の高い医療技術者、教育者、研究者を養成することを目的とした大学・大学院が増えており、大学が養成する人材に期待が寄せられています。

一方、看護系大学の急増に伴い、教育の質の確保が課題になっています。このため、大学の学士課程における看護学教育の水準の維持向上に資するよう、各大学のカリキュラム作成の参考として、学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の看護実践能力修得のための具体的学修目標を提示した「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を平成29年10月に策定・公表しました。これを受けて、各大学において、モデル・コア・カリキュラムを活用した教育の実施に向けた取組が進められています。

### (6) 大学附属病院の機能強化

医療の高度化や超高齢社会等による疾病構造の変化に対応していくためには、大学及び大学附属病院において、大学卒業前（卒前）・卒業後（卒後）を通じて高度医療を支える人材の養成及び新しい医療技術の開発等を担う人材の養成を推進するとともに、地域医療の最後の砦<sup>とりで</sup>である大学附属病院の機能を医療安全の確立に努めながら、強化することが必要です。

このため、我が国が抱える医療現場の諸課題等に対して科学的根拠に基づいた医療が提供できる優れた医療人材の養成を行う事業を支援する「課題解決型高度医療人材養成プログラム」を実施し、急速な医療ニーズ（需要）の変化に対応できる次世代医療人材の養成を推進しています。

### (7) がん医療の取組

文部科学省では、「がん対策基本法」に基づく「第3期がん対策推進基本計画」（平成30年3月9日閣議決定）を実現するため、「多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）養成プラン」を実施し、がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成に取り組んでいます。

### (8) 死因究明等に係る人材養成の取組

文部科学省では、「死因究明等推進計画」（平成26年6月13日閣議決定）に基づき、死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備等を通じた各大学における死因究明等に関する人材養成の取組を支援しています。

また、令和元年6月に「死因究明等推進基本法」（令和元年法律第33号）が成立したことを踏まえ、人材養成と死因究明等の取組がさらに推進されるよう、大学や他省庁等の関係機関と検討を進めています。

## 2 専門職大学院

平成15年度に創設された専門職大学院（専門職学位課程）は、大学院のうち特に高度専門職業人を養成することを目的とし、理論と実務を架橋する実践的な教育を行う課程です。

具体的には、教員組織としては一定割合以上を実務家教員とすること、教育内容としては事例研究や現地調査を中心に、双方向・多方向に行われる討論や質疑応答等を授業の基本とすること、教育の質保証のための方策としては教育研究活動の状況についての認証評価を5年以内ごとに受審することを義務付けること、といった内容を制度的に位置付けている課程です。令和元年5月現在で、法曹養成（法科大学院）、教員養成（教職大学院）、MBA（ビジネス）・MOT（技術経営）、会計、公共政策、公衆衛生、臨床心理等といった多様な分野で計118大学・167専攻が設置されています。特に社会人学生の比率が約50%であり、社会人教育の推進に一定の成果を上げてきました。

また、経営系専門職大学院を始めとする経営系大学院と産業界等の相互の協力を促進し、我が国の経営系大学院の高度専門職業人養成の機能強化の在り方を議論するため、平成29年度から「経営系大学院機能強化検討協力者会議」を開催し、検討結果を令和元年7月に「我が国の経済社会を牽引する高度経営人材養成の在り方について（報告）」として取りまとめました。

## （1）法科大学院

法科大学院は、司法試験、司法修習と有機的に連携した専門職大学院として、平成16年度に創設されました。「プロセス」としての法曹養成制度の中核的な機関として、質・量共に豊かな法曹を養成することが期待され、これまで、法曹をはじめ企業や公務部門など社会の様々な分野に修了者を輩出しています。

一方、法科大学院全体としての司法試験合格率や、法曹有資格者の活動の場の広がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態となっています。これらの課題に法科大学院教育の面から対応するために、「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）において示された具体的方策に基づき、平成30年度までを集中改革期間と位置づけ、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」による先導的な取組への支援や「共通到達度確認試験」の本格実施による進級判定の厳格化・客観化等、法科大学院改革の取組を進めてきました。

特に、令和元年6月には、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会における審議等を踏まえ、1. 法科大学院教育の充実、2. 法学部等3年間（法曹コース）の学修により法科大学院2年コースへ接続する「3+2」の制度化と法科大学院在学中の司法試験受験資格導入による法曹志望者の時間的・経済的負担の軽減、3. 法科大学院の定員管理による予測可能性の高い法曹養成制度の実現を図るため、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、その後、関連規程の整備を行いました。

この制度改正により、法科大学院において開設すべき4つの科目群を規定した上で、修了に必要な単位数を各科目群ごとに規定するなど、法科大学院教育の充実を図るとともに、令和2年度からは、法律に基づき、法科大学院と法学部等が早期卒業を前提とした一貫性のある教育を行うための協定（法曹養成連携協定）を締結し、文部科学大臣の認定を受けて、協定に基づく「法曹コース」を法学部等に開設することが可能となります。また、令和5年の司法試験からは、一定の要件を満たした場合には、法科大学院在学中の司法試験の受験が可能となるため、「3+2」と合わせて法曹志望者の時間的・経済的負担が一層軽減されることとなります。

令和2年度には、計34大学において法曹コースが開設され、法科大学院が存在しない大学や法科大学院の学生募集を停止した大学（新潟大学、信州大学、熊本大学、鹿児島大学、

明治学院大学、西南学院大学)においても法曹コースが開設されるため、地方の法学部等からも法科大学院に進学し、法曹となる途が開かれることとなります。

法科大学院集中改革期間における取組等により、学生募集継続中の法科大学院35校における直近の司法試験累積合格率(平成26年度修了者)は65%となり、法科大学院集中改革期間の目標である累積合格率7割に近づきつつあります。今後は、引き続き、法科大学院教育の充実を図るとともに、予測可能性の高い法曹養成制度を実現し、新たな制度の下、法曹を志す誰もが、プロセスとしての法曹養成制度を通じて、質の高い法曹となる途を確保していきます。

## (2) 教職大学院

教職大学院は、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新任教員の養成と、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーとなるような現職教員の養成を目指して設立されました。平成31年4月現在、46都道府県に54の教職大学院が設置されています。

教職大学院は、学校や教育委員会との連携・協働によって、教職経験のある実務家教員の配置や学校現場における長期の実習など、学校や教育委員会のニーズ(要請)に即した体系的な教育課程を特色としており、新たな学びを展開できる実践的な指導力を持った教員を養成しています。また、教育委員会による現職教員の教職大学院への派遣数が増加傾向にあることや、現職教員学生を除く平成31年3月修了者の教員就職率が約91.3%と高いことなど、着実な成果を上げています。

文部科学省では、平成29年8月29日に取りまとめられた「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて一国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書」などを踏まえ、ほぼ全都道府県に設置された教職大学院が学校教育全体の知の拠点となるよう、更なる教育内容の改善・充実及び多様化・特色化を目指した取組を推進しています。

## 3 専門職大学

専門職大学は、質の高い実践的な職業教育を行い、専門職業人を養成する新たな類型の大学として、平成31年4月に創設されました。教育課程が4年制の「専門職大学」、2年制または3年制の「専門職短期大学」、専門職大学制度の趣旨を活かし、既存の大学・短期大学の一部の組織に設置する「専門職学科」があります。令和2年4月時点で、専門職大学9校、専門職短期大学2校が設置されています。

専門職大学等では、卒業単位の概ね3分の1以上を実習・実技とすることや長期の企業内実習等により、理論と実践の両方をバランスよく学修する他、専攻する職業に関連する他分野も学ぶ教育課程を設けることとしています。これらにより、我が国の産業構造の変化が今後見込まれる中、成長分野において活

図表 2-5-11 専門職大学・専門職短期大学ポスター

図表 2-5-11 専門職大学・専門職短期大学ポスター

専門職大学  
専門職短期大学  
平成31(2019)年4月スタート

なりたい職業に直結する  
理論と実践の両方を学べる、新しいタイプの大学

産業界や地域社会と大学が連携してカリキュラムを編成。豊富な実習などを通して、社会の即戦力かつ現場の要職に立つリーダーとして活躍するための知識・技術を身につけることができます。

授業の3分の1以上は実習・実技  
理論と実践をバランスよく学ぶ  
超・長期の企業内実習で現場を体験  
専攻する職業に関連する他分野も学び、応用知識を身につける  
学位がとれる(学士(専門職)、2年制短期大学(専門職))

文部科学省 文部科学省公式YouTubeチャンネル [mextchannel]  
https://www.youtube.com/watch?v=AlgWkIO8Ho

躍する人材や地域社会の担い手となる人材の養成を目指しています。文部科学省では、専門職大学等の制度及び特色について国民の皆様にご覧いただくための広報活動に取り組んでいます。令和元年度末までには、ポスター及びパンフレットを全高等学校へ配布したほか、スマートフォン向けウェブサイトや制度説明動画（文部科学省公式YouTubeチャンネル「mextchannel」に掲載）の制作等を行い、様々な方法で情報発信を行いました（図表 2-5-11）。

## 4 高等専門学校

高等専門学校は、5年一貫の専門的・実践的な技術者教育を特徴とする高等教育機関として、全国に57校が設置されています。就職志望者の就職率は毎年100%近く、産業界のニーズを捉えた人材を養成しています（図表 2-5-12）。近年は、工業化による経済発展を進める国を中心に、高等専門学校教育における15歳という早期からの専門人材育成が高く評価されています。そのため、国立高等専門学校機構は、各国のニーズを踏まえた技術者教育の充実に向けて、教育カリキュラムの開発や教員研修などの支援を進めています。これまでに、現地教育機関等との連携拠点となる事務所をモンゴル、タイ、ベトナムに設置し、支援体制の強化を図っています。

図表 2-5-12 高等専門学校本科卒業者の進路状況の推移

	26年度 (27年3月卒)	27年度 (28年3月卒)	28年度 (29年3月卒)	29年度 (30年3月卒)	30年度 (31年3月卒)
卒業生数	9,811人	9,764人	10,086人	9,960人	10,009人
就職希望者数	5,755人	5,688人	5,829人	5,964人	5,973人
就職者数	5,717人	5,649人	5,786人	5,935人	5,943人
就職者割合	58.3%	57.9%	57.4%	59.6%	59.4%
就職率	99.3%	99.3%	99.3%	99.5%	99.5%
進学者数	3,818人	3,855人	4,108人	3,867人	3,883人
進学者割合	38.9%	39.5%	40.7%	38.8%	38.8%

（出典）文部科学省「学校基本統計」

## 5 専門学校の現状と最近の施策

### （1）専門学校の現状

専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育等を行う教育機関として発展してきました。特に、高等学校卒業程度を入学対象とする専門課程（専門学校）の生徒数は、令和元年5月現在約60万人で、18歳人口の23.8%が進学しており、我が国の高等教育の多様化・個性化を図る上で重要な役割を果たしています。

### （2）最近の施策

企業等との連携により、実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する仕組みを平成26年度から開始しています（令和2年3月現在：1,037校3,098学科）。また、30年度には社会人が受講しやすい工夫や企業等との連携がされた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が「キャリア形成促進プログラム」として認定する制度が創設されました（令和2年3月現在：15校19課程）。さらに、専門学校等における地域の中核的人材養成に向けた産学官連携の取組等に対する支援に取り組んでいます。